

## サルビアギャラリー使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、サルビアギャラリー（以下「ギャラリー」という）の円滑かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (設置目的)

第2条 このギャラリーは、区民を中心とした文化作品等の展示を通じ、区民の文化振興に寄与することを目的として設置する。

### (申込資格)

第3条 このギャラリーの申し込み資格は、下記のとおりとする。

- (1) 長田区内に在住、在勤、在学する者。
- (2) 神戸市内に在住する者。
- (3) その他ギャラリーを管理する長田区長（以下「管理者」という）の認めた者。

### (展示対象)

第4条 このギャラリーの展示対象は、下記のとおりとする。

- (1) 絵画、書道、写真、手芸品等。
- (2) その他管理者が認めたもの。
- (3) 営利、団体の宣伝を目的とするなど、設置目的に反するもの及び公序良俗に反するものは、展示対象にはならない。

### (展示期間)

第5条 このギャラリーの展示期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間とする。ただし、12月は1日から25日までとし、1月分は12月26日から1月末までとする。（使用開始日及び終了日が休日の場合は、開始日はその次の平日とし、終了日はその前の平日とする。）ただし、管理者が認めたものは、この限りではない。

### (使用手続)

第6条 このギャラリーの使用は、次の手続による。

- 1 ギャラリーを使用しようとする者は、管理者にギャラリー使用申込書及び承諾書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 2 申し込みの受付窓口は、長田区まちづくり課とする。
- 3 使用は、先着順とし、原則として利用調整は行わない。
- 4 申し込みの受付は、使用開始日の3か月前から行う。ただし、管理者が認めたものは、この限りではない。
- 5 使用を認められた者（以下「使用者」という）が当初使用申込書に記載した事項を変更しようとする場合は、事前に管理者に申し立て、その許可を受けなければならない。

### (作品の展示等)

第7条 作品の展示等については、次に従うこと。

- 1 作品の展示、撤去は管理者の立ち会いのもと、使用者が自らの責において行う。
- 2 作品の保管、処分は使用者が自らの責において行う。
- 3 使用は、原則として全区画とする。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではない。
- 4 展示に関する費用は、使用者が負担する。
- 5 使用者は、使用終了時には、展示ケース及びそれに付属する設備を使用前の状態に回復し、管理者の点検を受けなければならない。
- 6 使用者が、展示ケース及びそれに付属する設備を汚損、損傷等した場合は、ただちに管理者にその旨届け出て、その指示に従わなければならない。
- 7 使用者は、展示作品の設営・撤去日時を厳守しなければならない。
- 8 使用者は、その他展示に関して、管理者の指示に従わなければならない。

### (作品の破損等)

第8条 管理者は、展示作品の汚損、破損、盗難、その他一切の事故の責任を負わない。

### (使用の停止)

第9条 管理者は、使用者において使用要領違反が認められる場合は、使用の停止をすることができる。

### (その他)

第10条 この要領のほか、細則及び疑義については管理者が定める。